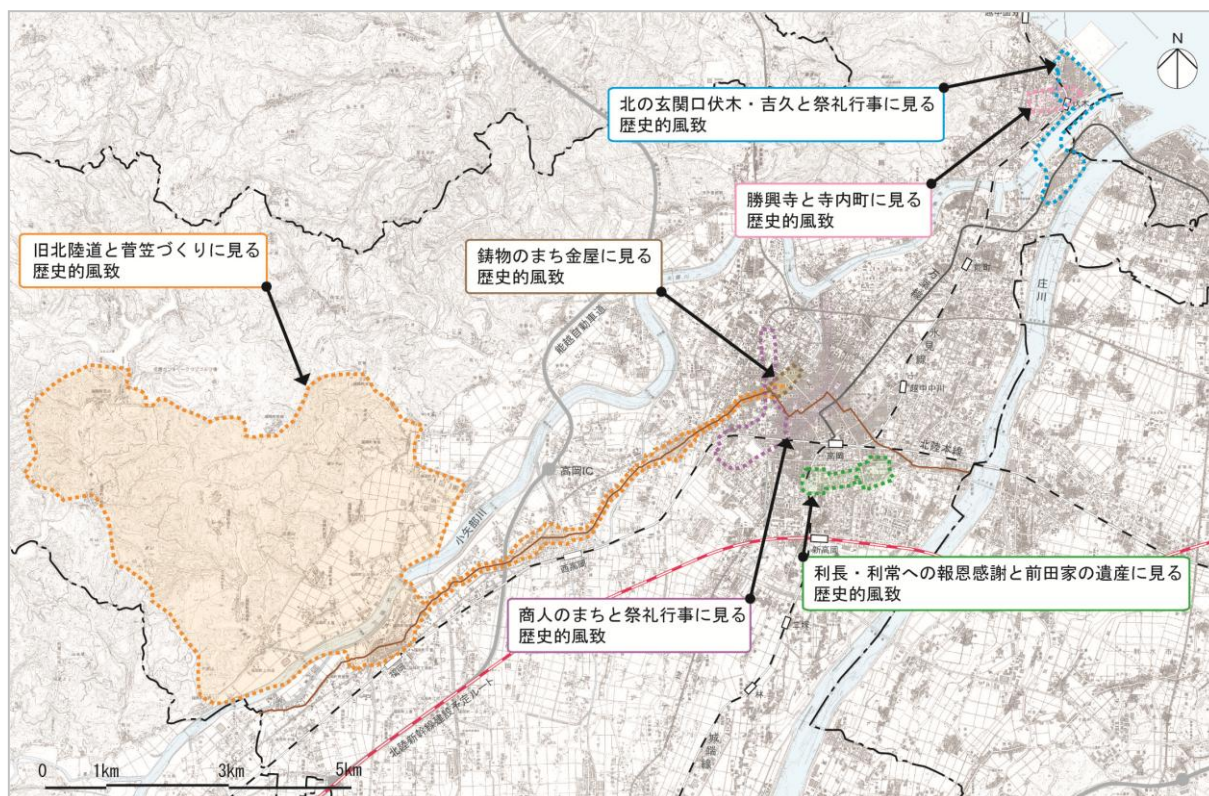


第3章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置

本計画における重点区域とは、歴史的建造物の保存修理や周辺環境の整備、良好な景観形成、また工芸技術、祭礼・年中行事の継承と担い手の育成など、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、重点区域の位置は、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致の位置を基本とし、重点区域の核となる国指定文化財等及びその歴史的、自然的、社会的背景を踏まえ設定する。

高岡の維持及び向上すべき歴史的風致は、「商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致」、「利長・利常への報恩感謝と前田家の遺産に見る歴史的風致」、「鑄物のまち金屋に見る歴史的風致」、「旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致」、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」の6つを見ることができ、それらの位置は次のように図示することができる。



図：高岡の維持及び向上すべき歴史的風致の位置

重点区域の核となる国指定文化財の多くと、高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区は旧高岡町域一市制施行（明治22年（1889））によって他の30都市とともに「高岡市」となる際に基礎となった区域一に存しており、また、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致に関しても、旧高岡町域の3つに加え、歴史的、社会的に密接な背景をもつ旧北陸道沿いの在郷町にも見ることができる。

一方、小矢部川の河口という歴史的、自然的背景をもつ伏木や吉久にも、国指定文化財の存在と2つの歴史的風致を見ることができる。

このようなことから、本計画における重点区域の位置は、国指定文化財を核とする旧高岡町域を基本とし、歴史的、社会的背景を踏まえ街道や水路などを包含する形の中心市街地と旧北陸道沿いの在郷町（和田、立野、福岡町の一部）及び、勝興寺を核とする勝興寺寺内町と歴史的、自然的背景を踏まえ旧伏木村や吉久を包含する形の伏木・吉久地区の2つに位置付けることが妥当である。

なお、重点区域は今後の計画推進の過程で、高岡の歴史的風致の維持及び向上に効果的な事象が生じた場合などは、随時見直していくものとする。

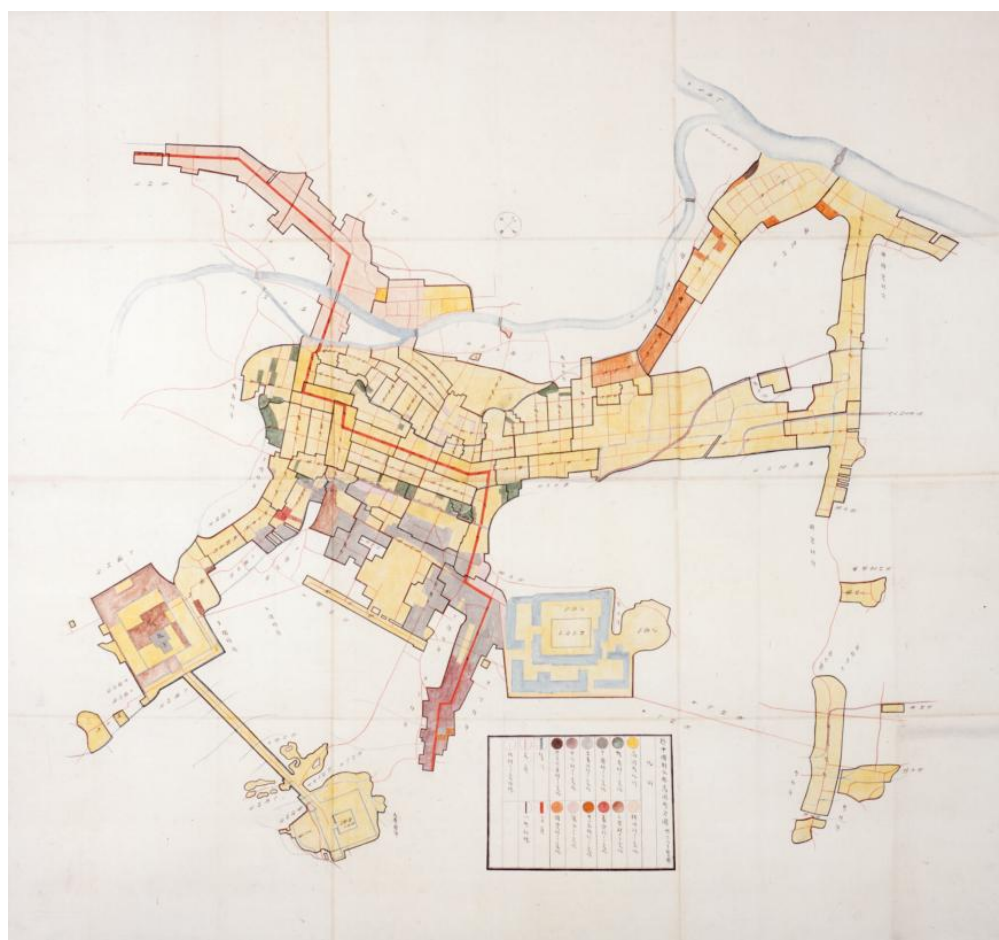
2 重点区域の区域

名称：旧高岡町往来地区

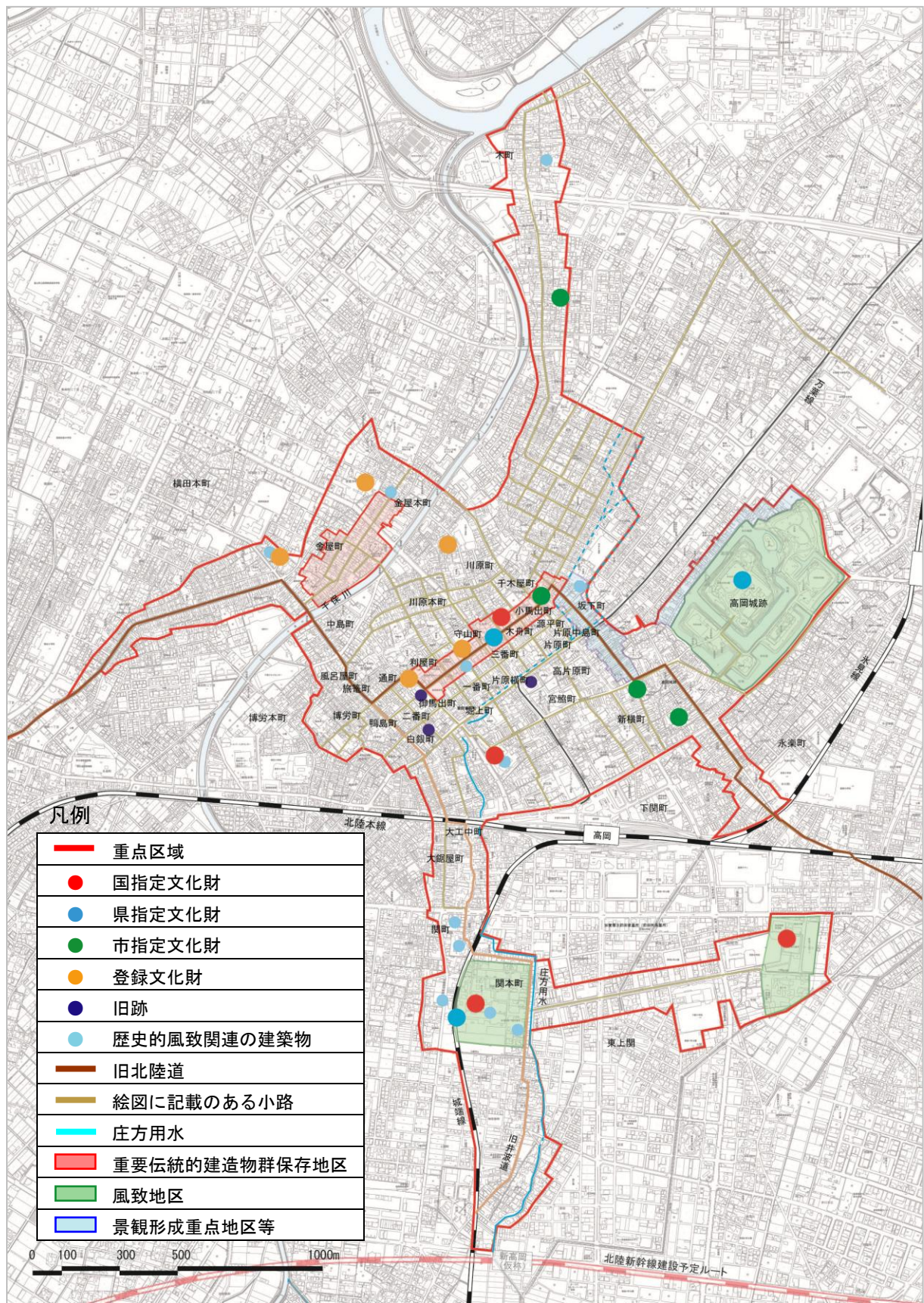
面積：約 308ha

(1) 重点区域の根拠

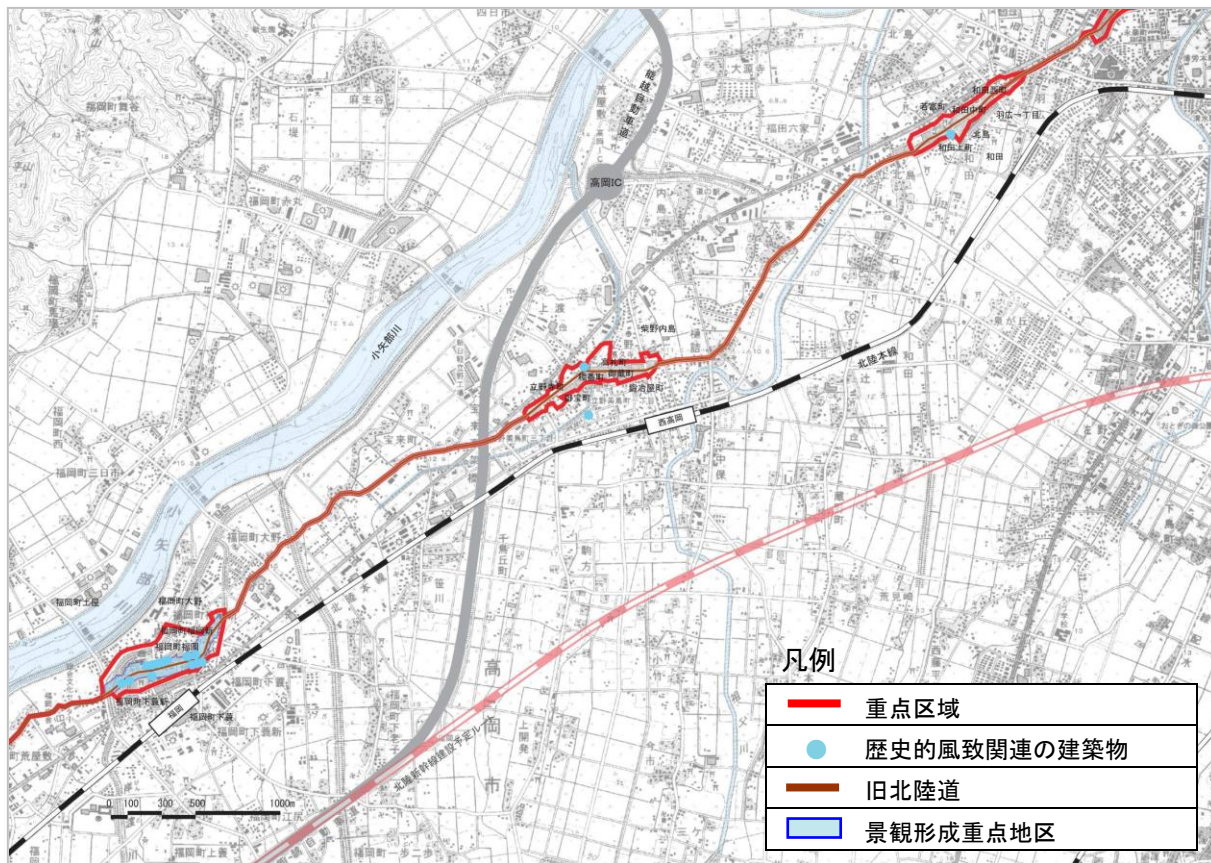
- ①歴史的風致の核となる国指定文化財や歴史的風致を構成する県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。
- ②往時の面影を残す旧北陸道と在郷町（和田、立野、福岡町の一部）や庄方用水、「越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875）」に記載のある小路を包含する区域とする。
- ③「高岡公園風致地区」、「瑞龍寺風致地区」「前田公園風致地区」の範囲及び、高岡市景観計画において景観形成重点地区に指定している「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」と富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定を締結している「坂下町通り地区」の範囲を包含する区域とする。



図：越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875））高岡市立博物館蔵



図：重点区域の区域根拠（中心市街地）

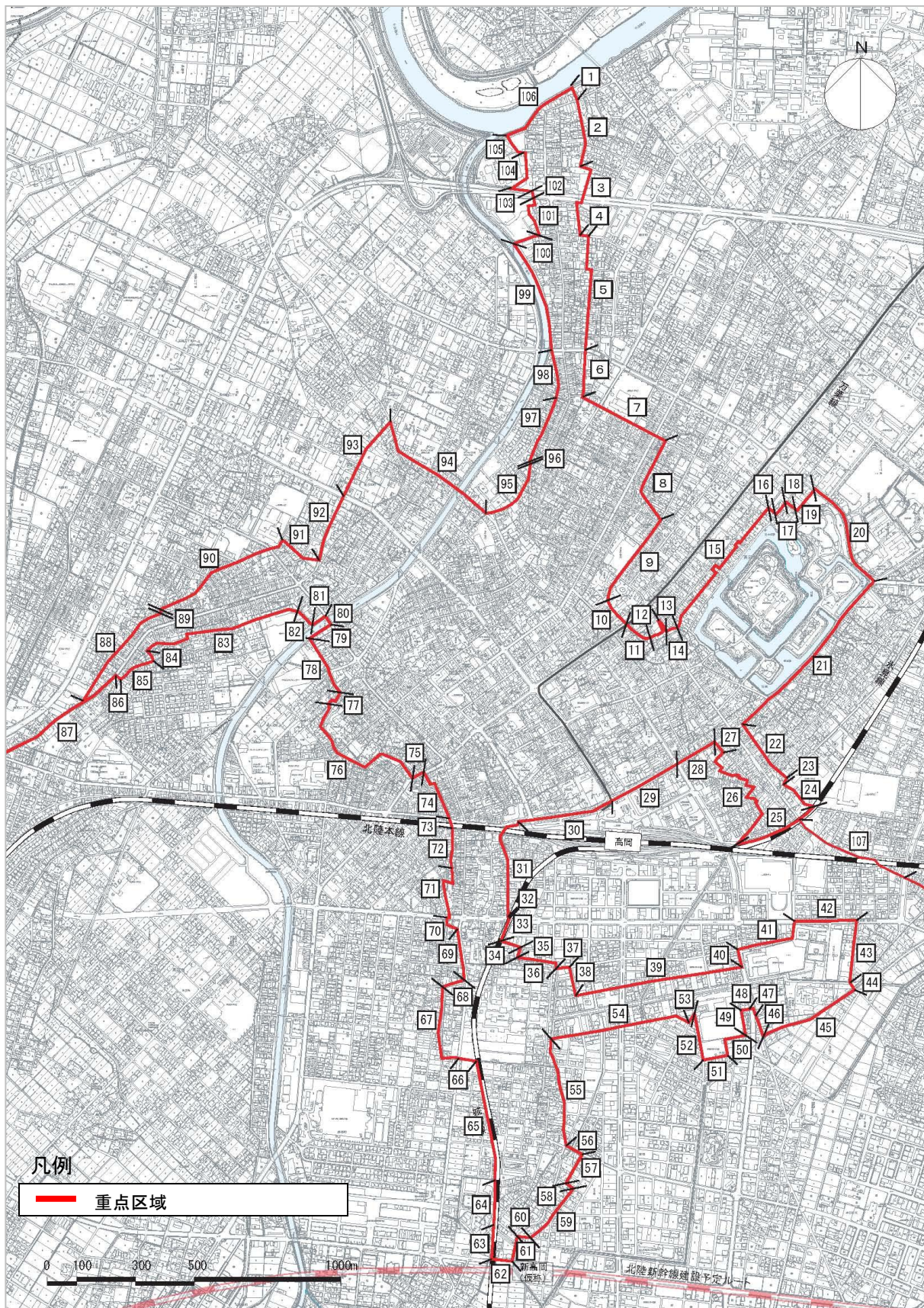


図：重点区域の区域根拠（旧北陸道）

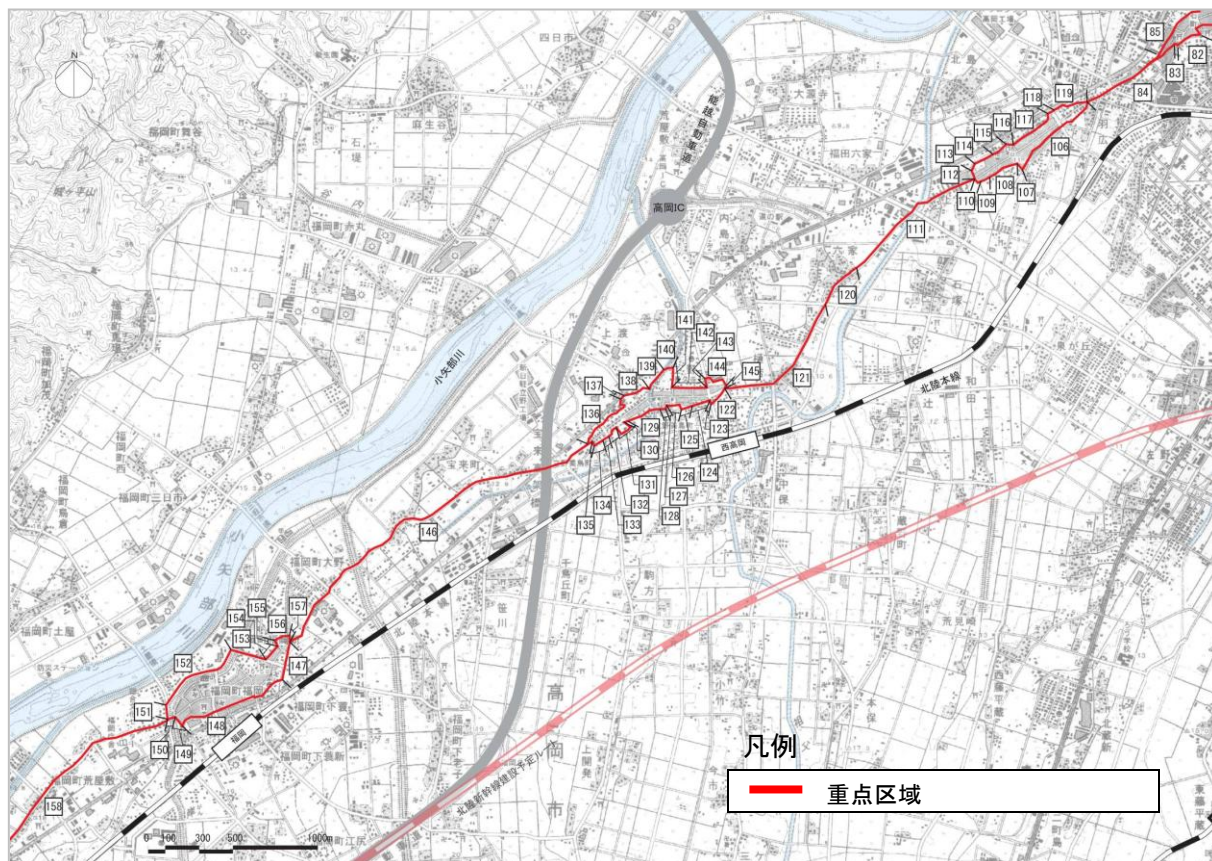
※ 根拠としたもののうち、「越中國射水郡高岡町図（明治8年（1875）」に記載のある小路として示されている、現在の一般県道守山・向野線、五福町開発本町2号線、大坪町二丁目大坪町三丁目線、木舟町大坪町一丁目線の一部については、その大部分が藩政期に作られた本町や地子町、散町に当たらないため重点区域から除外することとする。

（2）重点区域の境界

重点区域の境界については道路、水路を基本とするが、それらに拠れない場合は歴史的建造物等の敷地や町界をもって境界とする。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界（中心市街地）



図：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界（旧北陸道）

1	木町と開発本町の境界	55	南部107号線	109	長江用水
2	開発本町5号線	56	神主町出来田1号線	110	上北島和田線
3	木町と開発本町の境界	57	南部65号線	111	上北島1号線
4	あわら町五福町2号線	58	南部77号線	112	上北島1号線と上北島若生町1号線の結線
5	五福町開発本町1号線	59	南部64号線	113	上北島若生町1号線
6	京町1号線	60	南部81号線	114	一般県道立野鴨島線
7	丸の内京町2号線	61	南部70号線	115	北島と福田の境界
8	米島用水(暗渠)	62	南部106号線	116	水路
9	三番町丸の内線	63	南部81号線	117	北島21号線
10	本町1号線	64	上関町13号線	118	北島12号線
11	大手町4号線	65	JR城端線	119	和田内島線
12	大手町6号線	66	上関用水	120	北島11号線
13	大手町9号線	67	上関7号線	121	国道8号線
14	市道と地区の結線	68	清水町三丁目上関町線	122	長慶寺用水
15	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	69	主要地方道高岡庄川線	123	六家15号線
16	本丸町8号線	70	関町と蓮美町、清水町二丁目の境界	124	立野六家線
17	本丸町2号線	71	大工中町、大鋸屋町、関町と清水二丁目の境界	125	水路
18	「池の端通り景観形成重点地区」の境界	72	大工中町大鋸屋町線	126	主要地方道高岡砺波線
19	本丸町3号線	73	白金町八丁目と九丁目の境界	127	立野6号線
20	主要地方道富山高岡線	74	白金町5号線	128	立野美鳥町一丁目6号線
21	一般県道中川南町線	75	国道156号線	129	立野と立野美鳥町一丁目の境界
22	定塚町と中川町の境界	76	南幸町博労本町2号線	130	立野と立野美鳥町一丁目の境界
23	定塚町中川本町線	77	旅籠町博労本町線	131	立野8号線の延長
24	定塚町と中川町の境界	78	博労町中島町線	132	立野8号線
25	JR氷見線	79	千保川右岸1号線	133	水路
26	定塚町と東下関の境界	80	一般県道立野鴨島線	134	雲照寺の敷地境界
27	定塚町線	81	千保川左岸1号線	135	水路
28	一般県道中川南町線	82	横田町一丁目1号線	136	立野美鳥町三丁目1号線と水路の結線
29	主要地方道高岡小杉線	83	横田町一丁目千石町線	137	立野美鳥町三丁目1号線
30	一般県道中川南町線	84	千石町南4号線	138	平成町立野美鳥町三丁目1号線
31	関大町大工中町2号線	85	羽広二丁目横田町一丁目線	139	西筋と西堂島の境界
32	北島駅南一丁目線	86	千石町南5号線	140	国道8号線
33	駅南24号線	87	一般県道立野鴨島線	141	水路
34	駅南26号線	88	横田町二丁目千石町線	142	中川
35	駅南52号線	89	横田本町横田町二丁目線	143	長久寺の敷地境界
36	駅南27号線	90	横田町二丁目金屋町線	144	立野2号線
37	駅南36号線	91	金屋町横田町三丁目1号線	145	立野3号線
38	駅南28号線	92	昭和町三丁目金屋町線	146	主要地方道高岡砺波線
39	駅南40号線	93	昭和町一丁目内免四丁目線	147	高岡市立五位中学校の敷地境界
40	主要地方道高岡小杉線	94	片原町本郷一丁目線	148	柴野内島4号線
41	駅南49号線	95	大町川原町線	149	一般県道岡笹川線
42	主要地方道高岡青井谷線	96	大町京町3号線と大町川原町線の結線	150	蓑川線
43	大野8号線	97	大町京町3号線	151	中島線
44	大野井口本江線	98	大町京町3号線と千保川右岸4号線の結線	152	表元町線
45	国方用水	99	千保川右岸4号線	153	一般県道岡笹川線
46	芳野問屋町1号線	100	内免三丁目地子木町線	154	主要地方道押水福岡線
47	主要地方道高岡小杉線	101	木町、地子木町と内免の境界	155	岸度川線
48	南部36号線	102	木町と地子木町の結線	156	福岡・下老子線
49	南部19号線	103	国道8号線	157	稗島・四十万線
50	南部20号線	104	帝国金属(株)の敷地境界	158	四十万線
51	南部38号線	105	木町7号線	159	福岡霊園の敷地境界
52	南部25号線	106	小矢部川	160	蓑川線
53	南部27号線	107	定塚町大野線	161	一般県道岡笹川線
54	南部37号線	108	大野蓮花寺線		

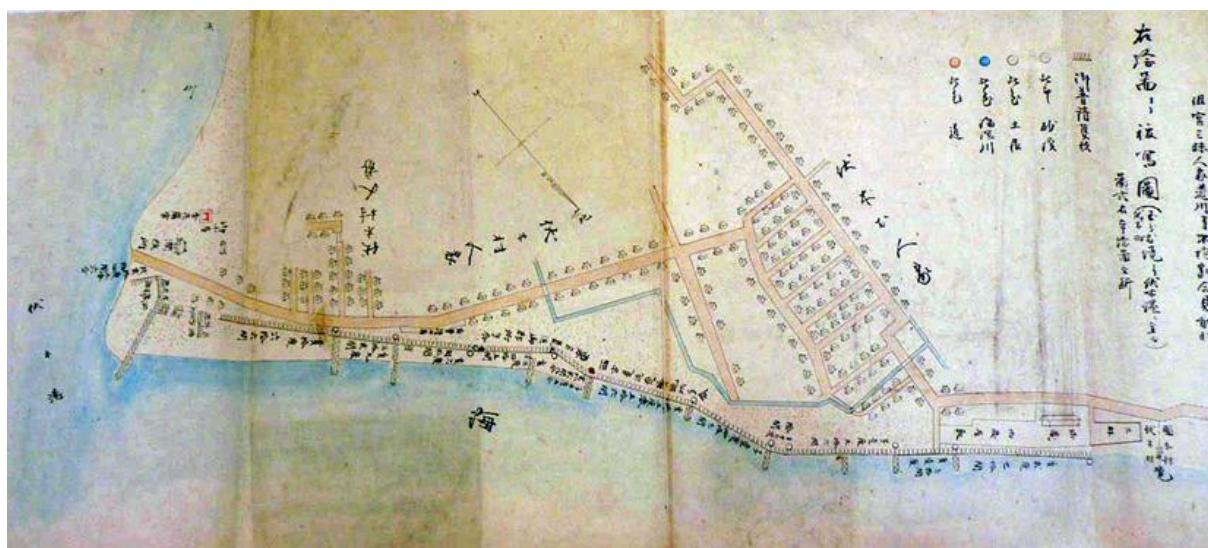
表：重点区域「旧高岡町往来地区」の境界リスト

名称：伏木・吉久地区

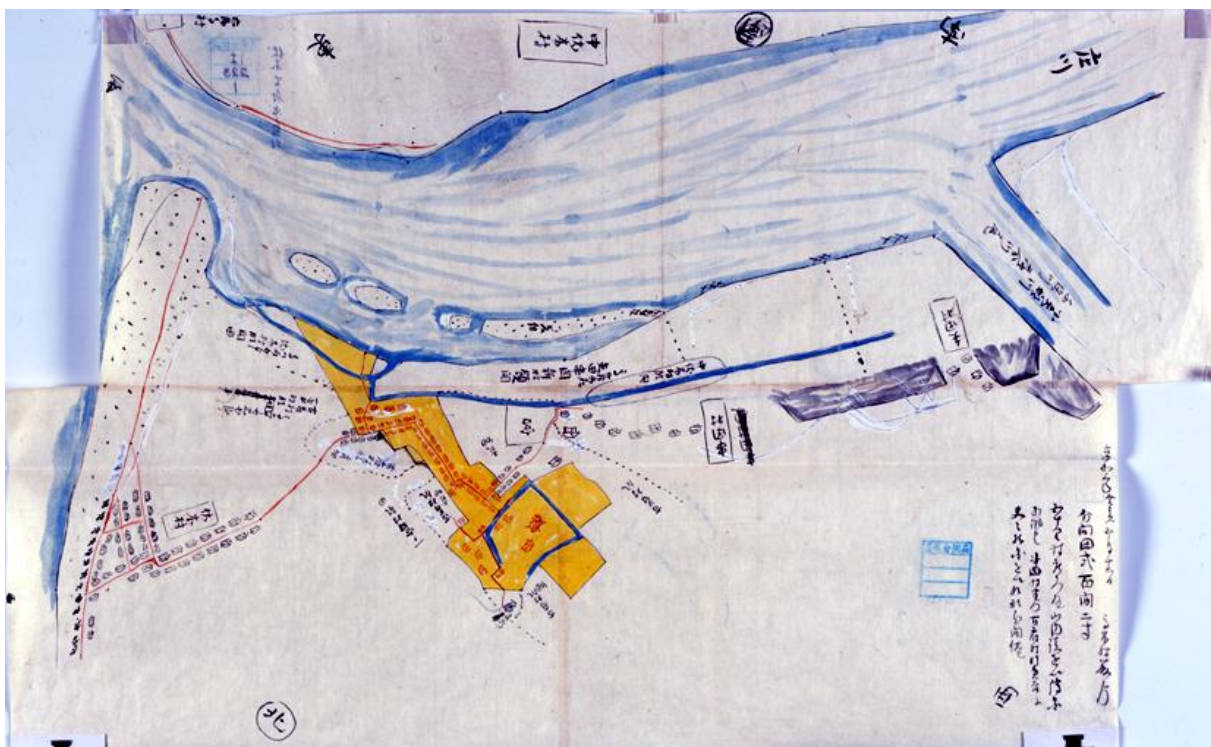
面積：約 139ha

(1) 重点区域の根拠

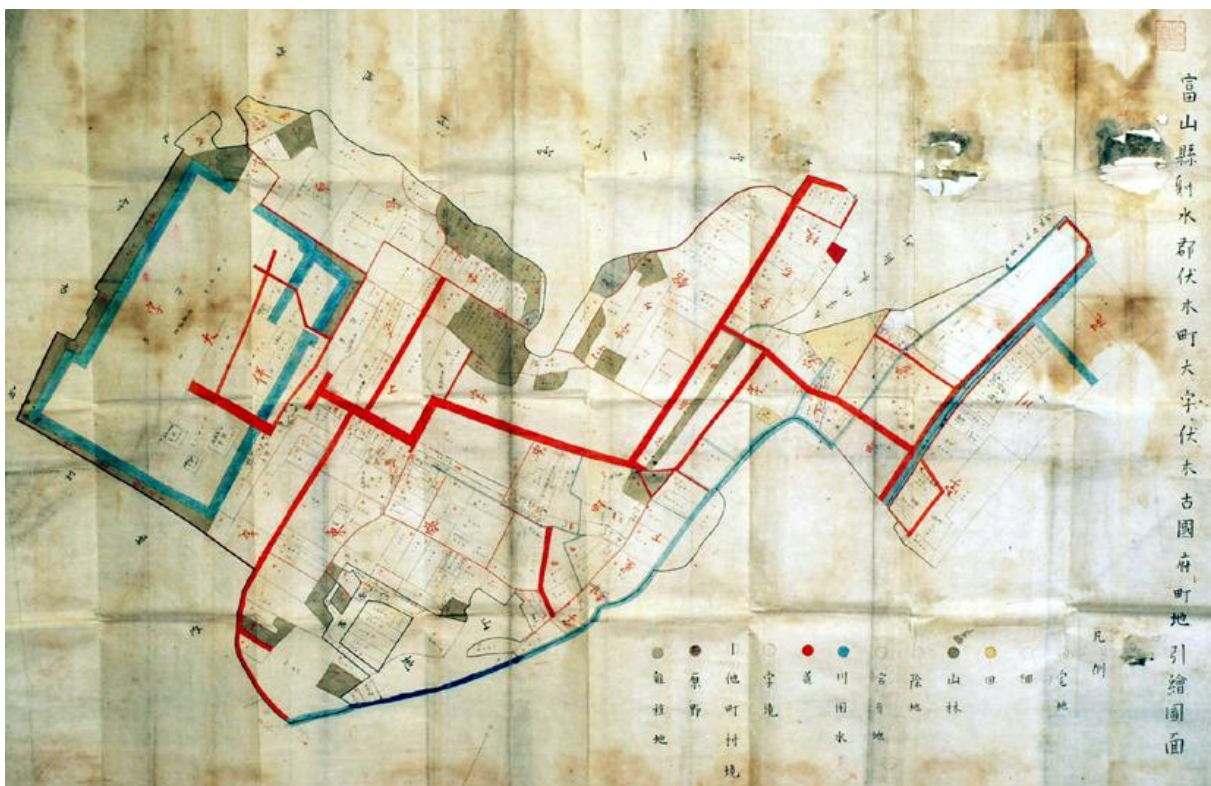
- ①歴史的風致の核となる国指定文化財や歴史的風致を構成する県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。
- ②「伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847）」に記載のある小路を包含する区域及び、「石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803）」と「富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治20年（1887）頃）」に見ることのできる勝興寺寺内町の範囲や絵図に記載のある小路を包含する区域とする。
- ③「勝興寺風致地区」の範囲を包含する区域とする。



図：伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847））高岡市立伏木図書館蔵



図：石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803））高樹文庫蔵



図：富山縣射水郡伏木町大字伏木古国府町地引繪圖面（明治20年（1887）頃）

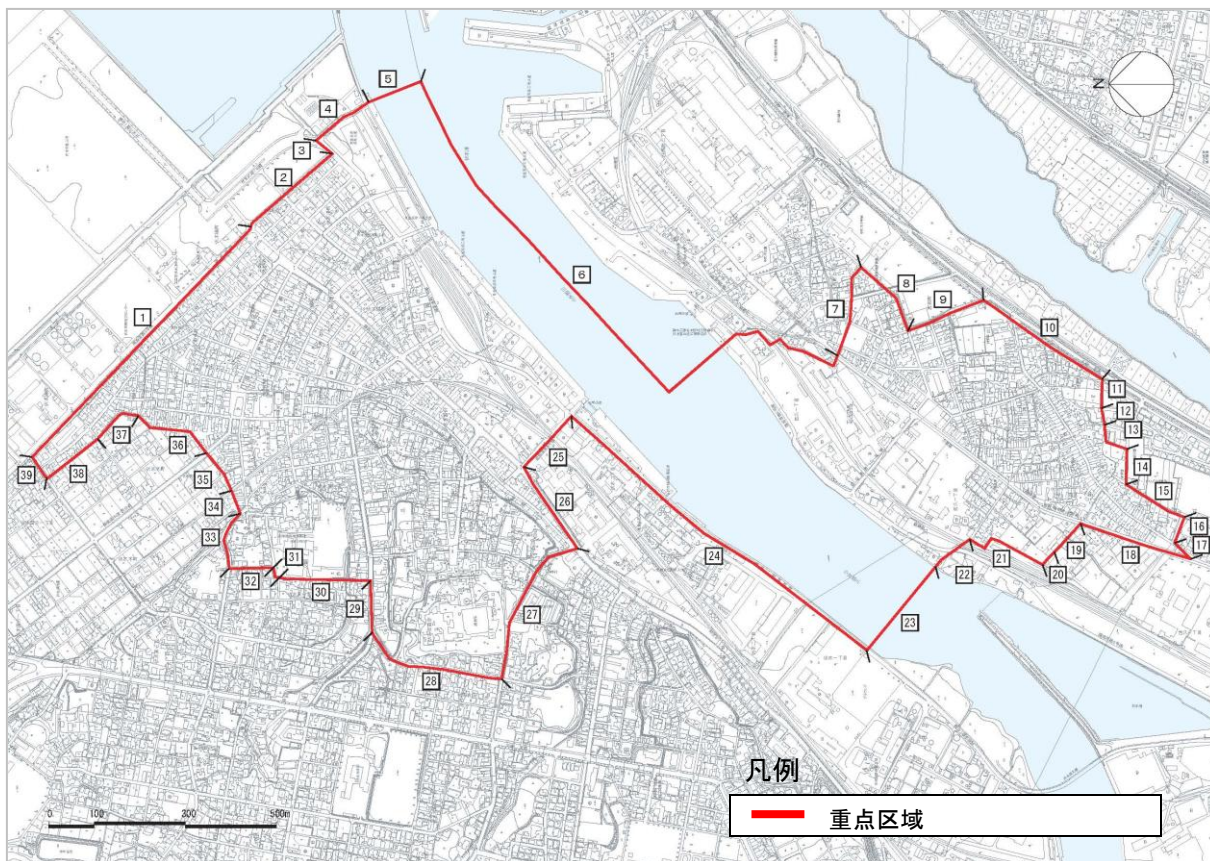
高岡市立伏木図書館蔵



図：重点区域の区域根拠

(2) 重点区域の境界

重点区域の境界については道路、水路を基本とするが、それらに拠れない場合は歴史的建造物等の敷地や町界をもって境界とする。



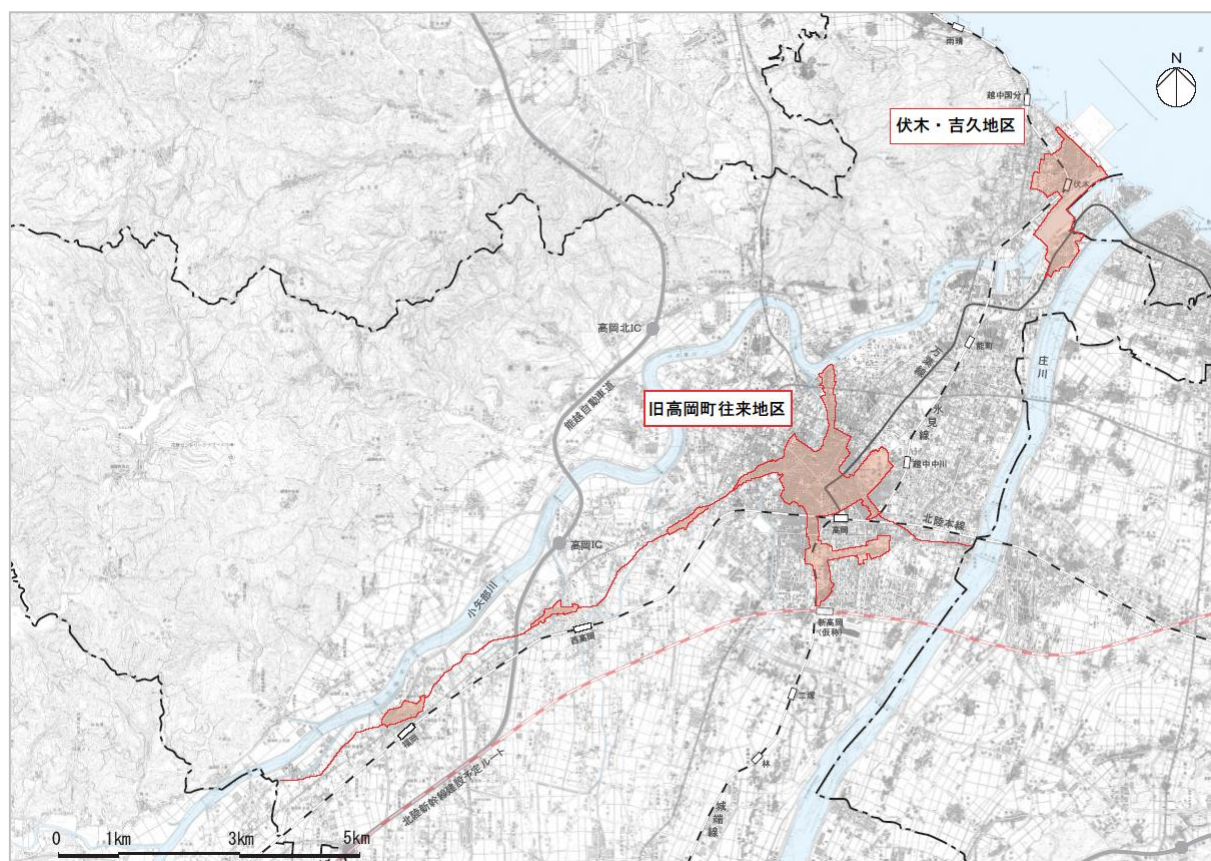
図：重点区域「伏木・吉久地区」の境界

1 臨港道路3号線	21 水路
2 臨港道路13号線	22 市道と小矢部川との結線
3 伏木外港1号線	23 旧伏木橋の架橋跡
4 臨港道路4号線	24 臨港道路1号線
5 臨港道路4号線の延長	25 臨港道路6号線
6 高岡市と射水市との市界	26 主要地方道伏木港線
7 富岡町9号線	27 伏木古府一丁目伏木古府二丁目1号線
8 富岡町6号線	28 伏木東一宮伏木古府二丁目2号線
9 富岡町4号線	29 伏木錦町伏木東一宮線
10 国道415号線	30 伏木東一宮12号線
11 吉久三丁目4号線	31 高岡市立伏木小学校の敷地境界
12 吉久さくら台4号線	32 伏木東一宮17号線
13 吉久2丁目と吉久3丁目との境界	33 伏木東一宮5号線
14 吉久さくら台1号線	34 水路
15 吉久二丁目8号線	35 伏木本町17号線
16 吉久二丁目14号線	36 伏木本町3号線
17 吉久二丁目吉久三丁目線	37 伏木本町10号線
18 一般県道堀岡神明神能町線	38 伏木本町10号線と伏木国分一丁目1号線の結線
19 吉久一丁目8号線	39 伏木国分一丁目1号線
20 市道と水路との結線	



伏木橋（明治の頃）

表：重点区域「伏木・吉久地区」の境界リスト



図：重点区域の位置及び区域

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域「旧高岡町往来地区」は、4つの歴史的風致を内包しているが、それらは、開町以来または藩政期半ばから、加賀藩の庇護又は奨励によって発展してきたという歴史的背景を共有しており、その歴史と伝統を反映した金工、漆工、仏壇、呉服、和菓子、菅笠づくりといった人々の営み（工芸技術や伝統産業）が今も継承され、これに伴って歴史的建造物が集積し、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識するきっかけとなり、また、先人たちのたゆまぬ努力の結晶に触れることによって、これらを後世に継承していくことの意味を理解する一助となり、今日的な知恵と工夫、創造と革新をもって、高岡を発展させていくことにつながると期待できる。

重点区域「伏木・吉久地区」は、2つの歴史的風致を内包しているが、それらは、北前船の寄港地、小矢部川の河口という立地を活かした舟運によって発展し、また継承されてきたという歴史的背景を共有しており、たくましく勇壮な祭礼・年中行事や国内外の活発な文化交流を物語る歴史的建造物が今も残り、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、「流通経済都市高岡」を支え続け、今日に至っても重要な役割を担い続けていることを市民が再認識するきっかけとなり、その歴史と伝統を後世に継承していくとともに、環日本海交流の玄関口という地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことにつながると期待できる。

また、歴史的風致の要素一つひとつは、本市の観光戦略における重要な観光資源でもあることから、高岡を訪れる観光客の増大と滞在時間の拡大が見込まれ、歴史と文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増すとともに、新たな産業需要が創出され、高岡全体の活性化にもつながると期待される。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 景観計画の活用

①高岡市景観計画の概要

本計画では、市全域を景観計画区域としており、中でも4地域（高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域、伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域、福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域、新高岡駅（新幹線駅）地域）については、優先的に取り組む地域として設定している。これらの地域においては、それぞれの地域特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を景観形成重点地区として指定し、地域固有の景観特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定めることとしている。また、景観形成重点地区のバッファゾーンとして景観誘導を行うべき地域は重点景観隣接地区として指定し、バッファゾーンとして必要な基準を定めることとしている。その他に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととしている。

現在の景観計画では、景観計画区域（市全域）において大規模な建築行為等を行う場合は、景観法に基づく事前届出を行い、景観計画に定める景観づくりの基準に適合する必要がある。また、景観形成重点地区として2地区の指定を行っており、それぞれ「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」において建築行為等を行う場合は、事前届出を行い、個別に定められている景観づくりの基準に適合する必要がある。

その他、富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定として、「坂下町高岡大仏の参道として歩いて楽しめるまちづくり協定」、「勝興寺寺内町通り景観協定」が締結されている。

②重点区域における景観計画の推進

重点区域のうち歴史的風致を形成している地区を中心に、それぞれの地区の特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定め、景観形成重点地区に指定する。その際、すでに他法令による同等レベルの地区指定等がされている場合は、景観形成重点地区と同様とみなす。

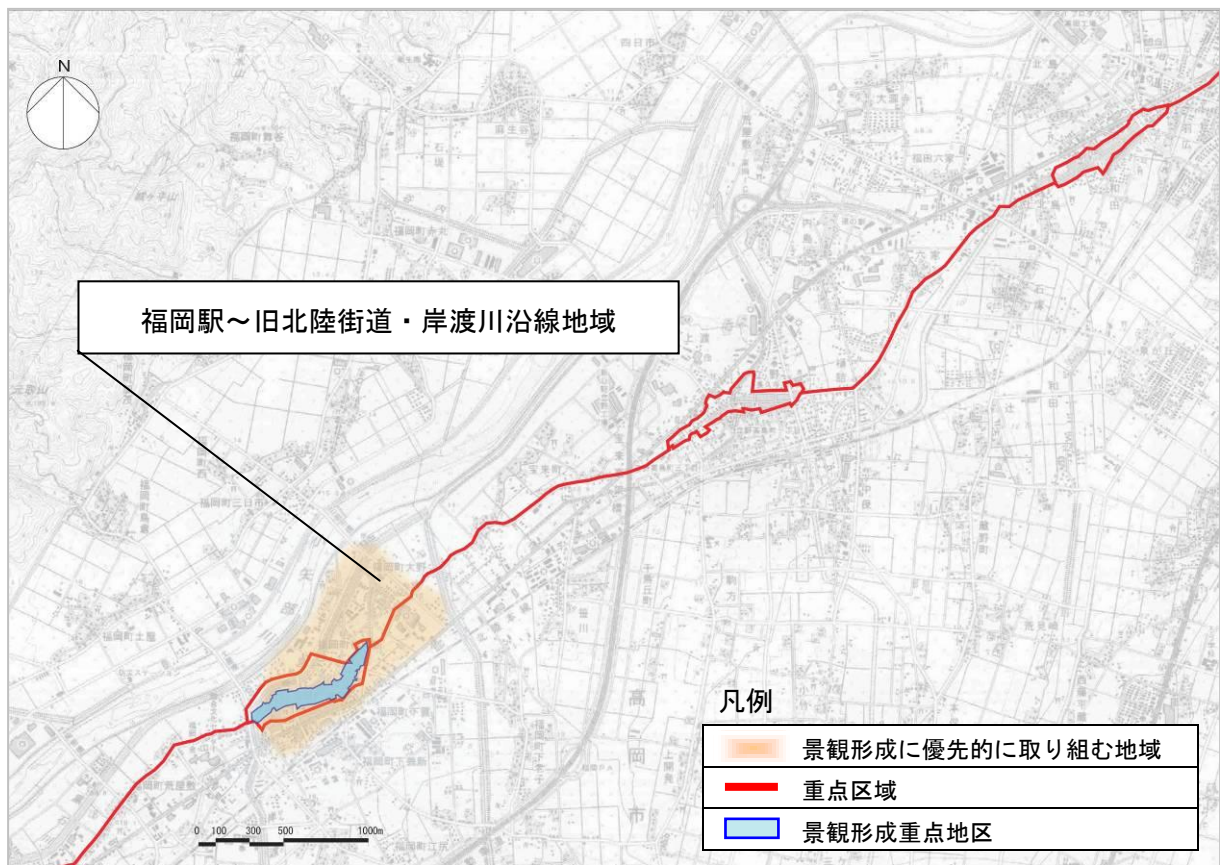
重点区域内のその他の地域に関しては、景観形成重点地区のバッファゾーンとして色彩基準（マンセル値設定）や高さ基準を定め、重点景観隣接地区に指定する。また、瑞龍寺や山町筋など重要文化財建造物等からの眺望を確保するため、別に眺望景観の規制も検討する。

一方では、市全域に適用している景観づくりの基準に色彩基準（マンセル値設定）を新設するとともに、届出対象行為についても拡大し、周辺環境との調和を図る。

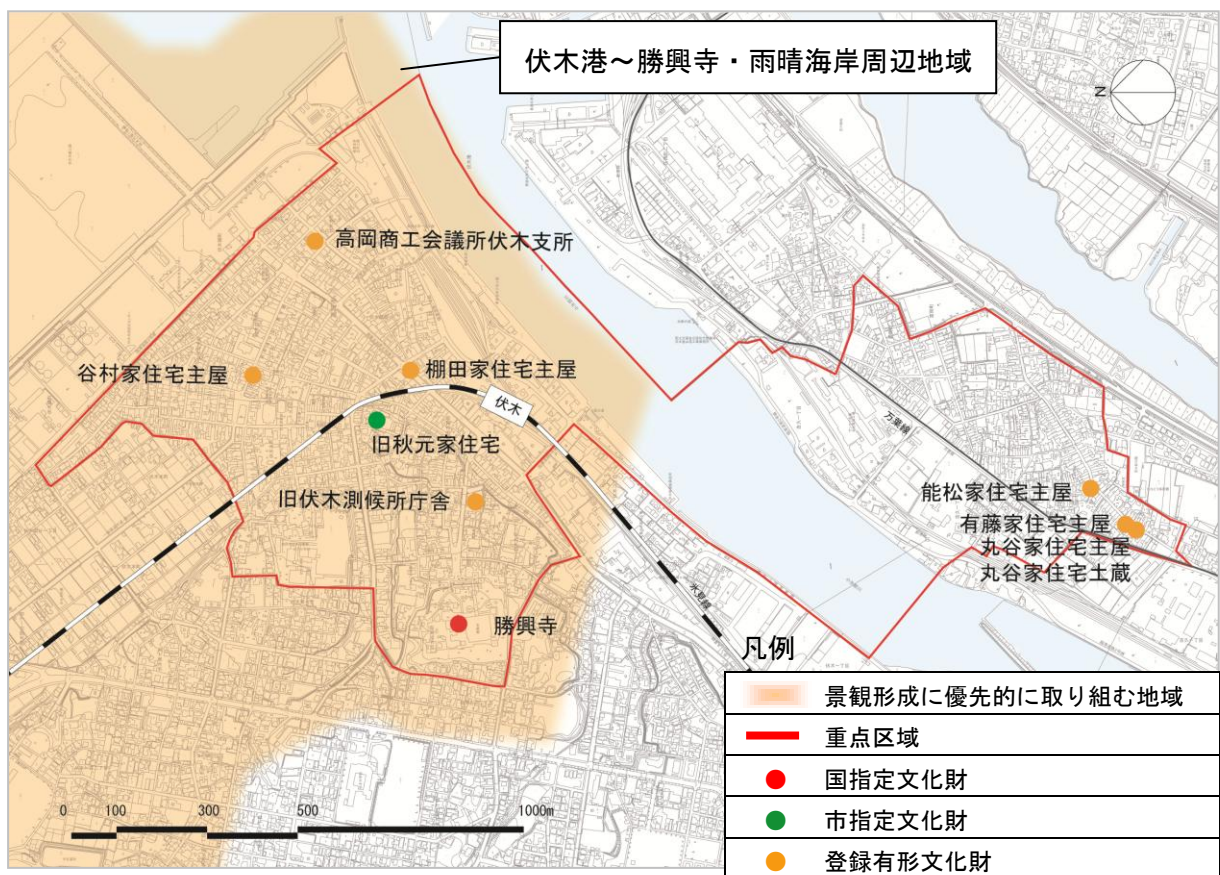
その他には、届出手続き内容のほか、景観計画に定められた景観づくりの基準の背景にある考え方等についてとりまとめた「高岡市景観計画の手引き」の作成や、施主（発注者）や設計者・施工者、行政窓口担当者間における共通理解を深める有効な道具として、景観づくりの基準に即した具体的な修景イメージを図示した「修景デザインコード」の作成に努める。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(中心市街地)の景観計画



図：重点区域「旧高岡町往来地区」（旧北陸道）の景観計画



図：重点区域「伏木・吉久地区」の景観計画

(2) 都市計画法の活用

①区域区分及び用途地域

高岡市は、富山高岡広域都市計画区域（高岡市、富山市、射水市の一部）及び福岡都市計画区域の2つの都市計画区域を持ち、富山高岡広域都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。

このうち、重点区域「旧高岡町往来地区」に関しては、旧高岡町エリアが富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属し、福岡エリアは福岡都市計画区域に属している。重点区域「旧高岡町往来地区」の用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域となっている。また、重点区域「伏木・吉久地区」に関しては、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属しており、用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっている。

2つの重点区域ともにほぼ用途地域が設定されており、歴史的地理的条件等による建築物の用途及び形態の制限が行われているが、前述の重点区域における景観計画の推進や市民意識の高揚に従い、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要があると認める場合は、高度地区や景観地区、歴史的風致維持向上地区計画の活用も検討していく。

②伝統的建造物群保存地区

重点区域「旧高岡町往来地区」の核のひとつである山町筋は、江戸期の始めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治33年（1900）の大火後に当時の都市防災計画にしたがって再興された町で、重厚かつ繊細な意匠をもつ土蔵造の町家を中心に、洋風建築等の伝統的建造物が建ち並び、平成12年（2000）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、同年、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」と評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

本地区においては、伝統的建造物の外観維持や地区内の歴史的風致を維持するための修景基準及び許可基準を設定・運用し、修理や現状維持、地区内での調和のとれた修景を図ることとしている。

さらには、高岡開町にあたって7人の鋳物師が土地や「御印」を利長より与えられ、高岡鋳物発祥の地となった金屋町も、平成24年（2012）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-3 修理基準

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。
--

表-4 修景基準

建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の建築物の壁面の位置と調和するものとする。	
	構造	原則、木造とし、伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
	高さ	原則、11m以下とする。	
	階数	原則、地上2階建てとする。	
	築	屋根	伝統的建築様式に合致したものとする。
			下屋
軒		建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。	
外壁		伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
窓		伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
色彩		伝統的建築様式に準ずる色彩とする。	
工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	建築設備	伝統的な意匠のもののみは、露出しないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更			
木竹の伐採・植栽			
土石類の採取			

表-5 許可基準

建 築 物	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけない。2階の前面の外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲に合わせ、歴史的風致を損なわないものとする。	
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	高さ	11m以下とする。ただし、用途上やむをえない場合は、13m以下とする。いずれの場合においても、主要な通りにおいては、道路境界上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。建築物に付属するエレベーター機室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。ただし、この場合、公共の場所から容易に望見できないものとする。	
	階数	原則、地上2階建て以下とする。	
	意匠	屋根	原則、平入形式の二方向以上の瓦葺傾斜屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。
建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
屋外広告物		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
木竹の伐採・植栽	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		

表：高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理、修景基準及び許可基準

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-4 修理基準

主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。

表-5 修景基準

		主屋	土蔵	付属屋等	
建 築 物	位置	原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。			
	構造	原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとり入れたものとする。			
	高さ	棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。			
	階数	原則、地上2階建て以下とする。		原則、地上1階建てとする。	
	意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、3寸から5寸程度とする。	原則、切妻造、平入り又は妻入りの瓦葺屋根とする。勾配は、5寸程度とする。	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、5寸程度とする。作業場は、屋根中心部に煙出しを設ける。
		下屋	原則、金属板又は瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。		
軒		建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、塗喰とする。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。	
外壁		真壁とし、漆喰壁で仕上げる。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、漆喰又は板張りとする。	原則、板張りとする。	
開口部		開口部は、木製建具を用いる。1階は、玄関以外を格子とする。窓を設けず、2階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠を取り入れたものとする。		木製建具を用いる。	
色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。				
工 作 物	門、塀等	周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さ調和したものとする。			
	建築設備	伝統的な意匠のもののみは、露出しないものとする。			
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。			
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。			
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。				
木竹の伐採・植栽	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。				
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。				

表：高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理基準及び修景基準

表-6 許可基準

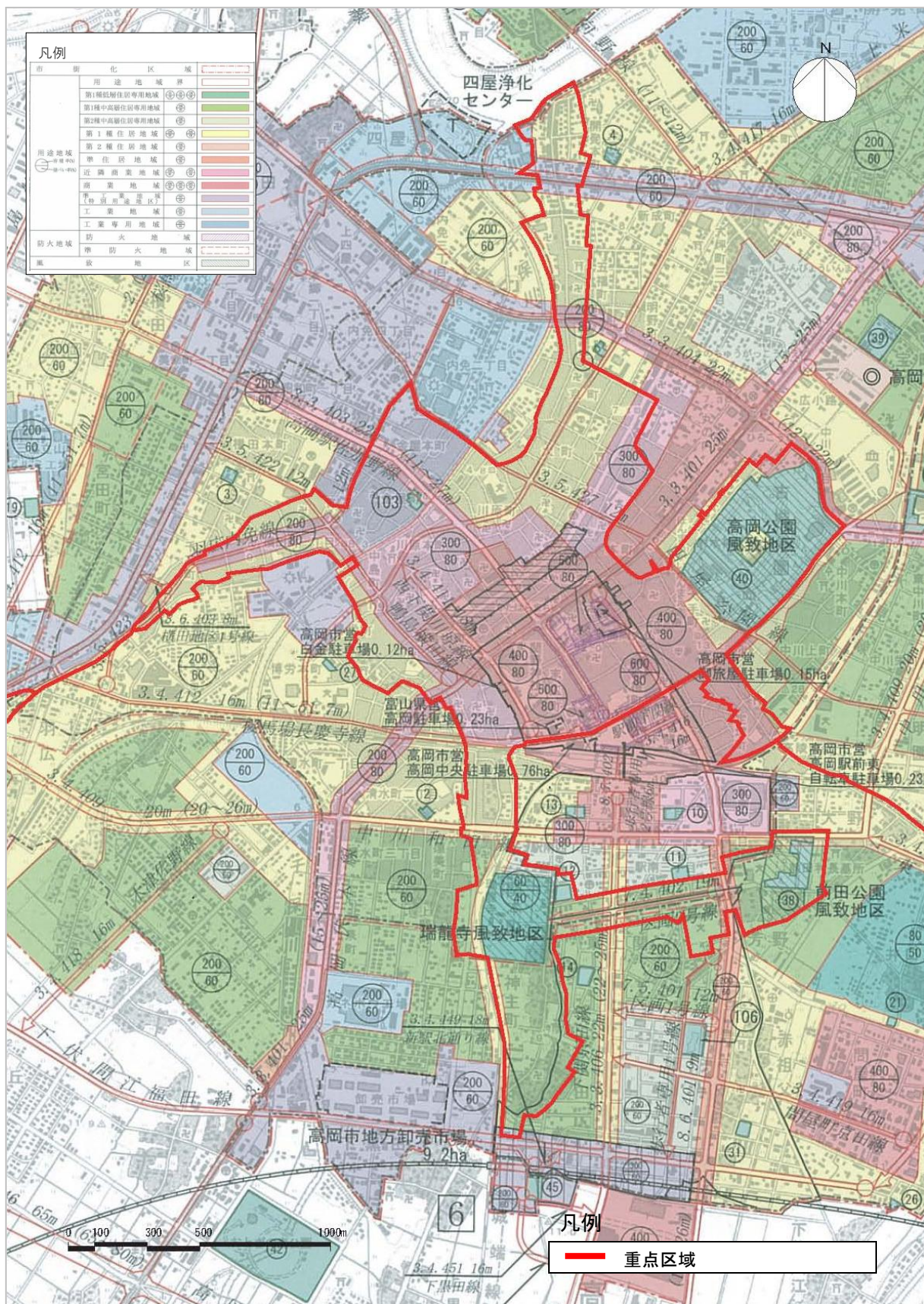
建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。土蔵、作業場等の付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ	10m以下とする。道路境界上で地上6mから10分の5の勾配を持つ斜線以内に建築する。
築	階数	原則、地上2階建以下とする。
	意匠	屋根
軒		歴史的風致を損なわないものとする。
外壁		歴史的風致を損なわないものとする。
窓		歴史的風致を損なわないものとする。
物	色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	門、塀等	歴史的風致を損なわないものとする。
工 作 物	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とする。
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採・植栽	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

表：高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める許可基準

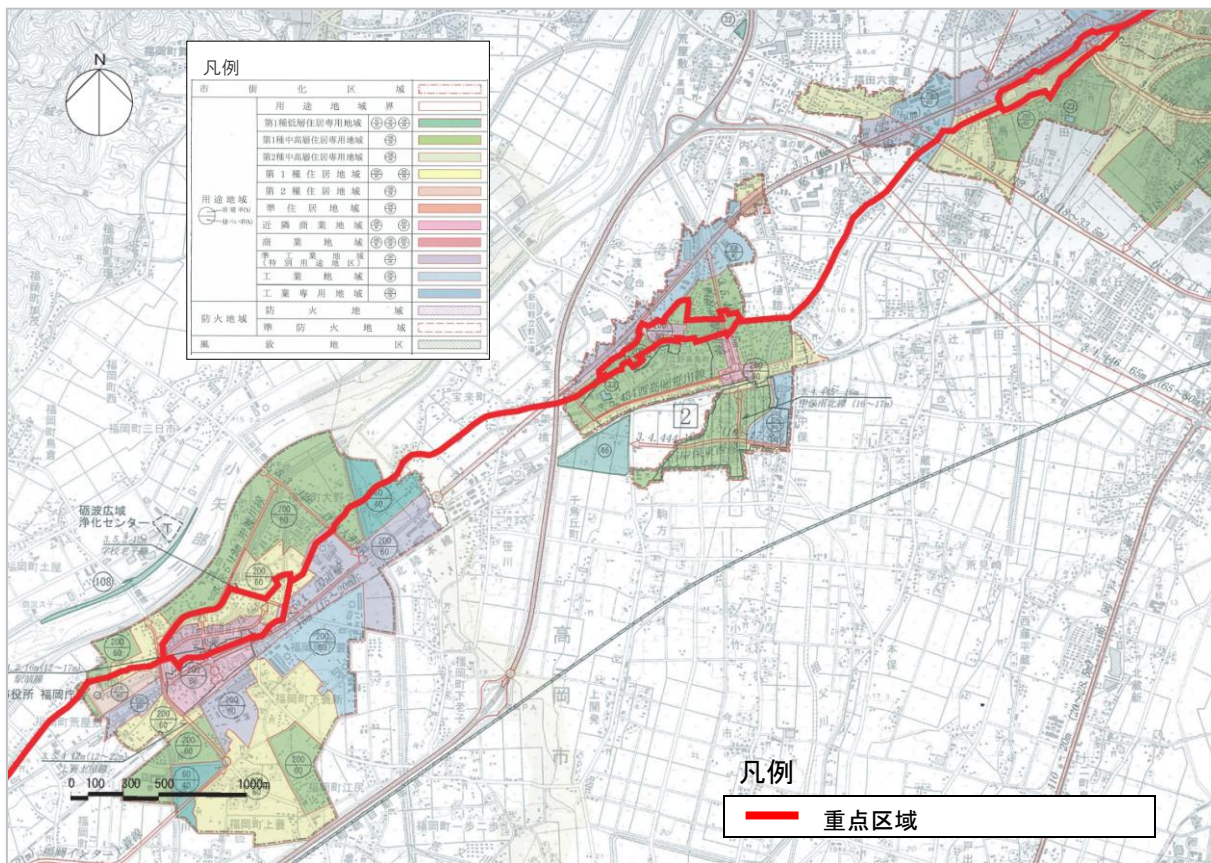
③風致地区

現在、勝興寺、瑞龍寺、前田公園（前田利長墓所）とその周辺及び高岡公園（高岡城跡）、二上山の5地区883.0haを風致地区に指定しており、今後も引き続き、都市の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図ることによって、良好な市街地環境の維持に努めていく。

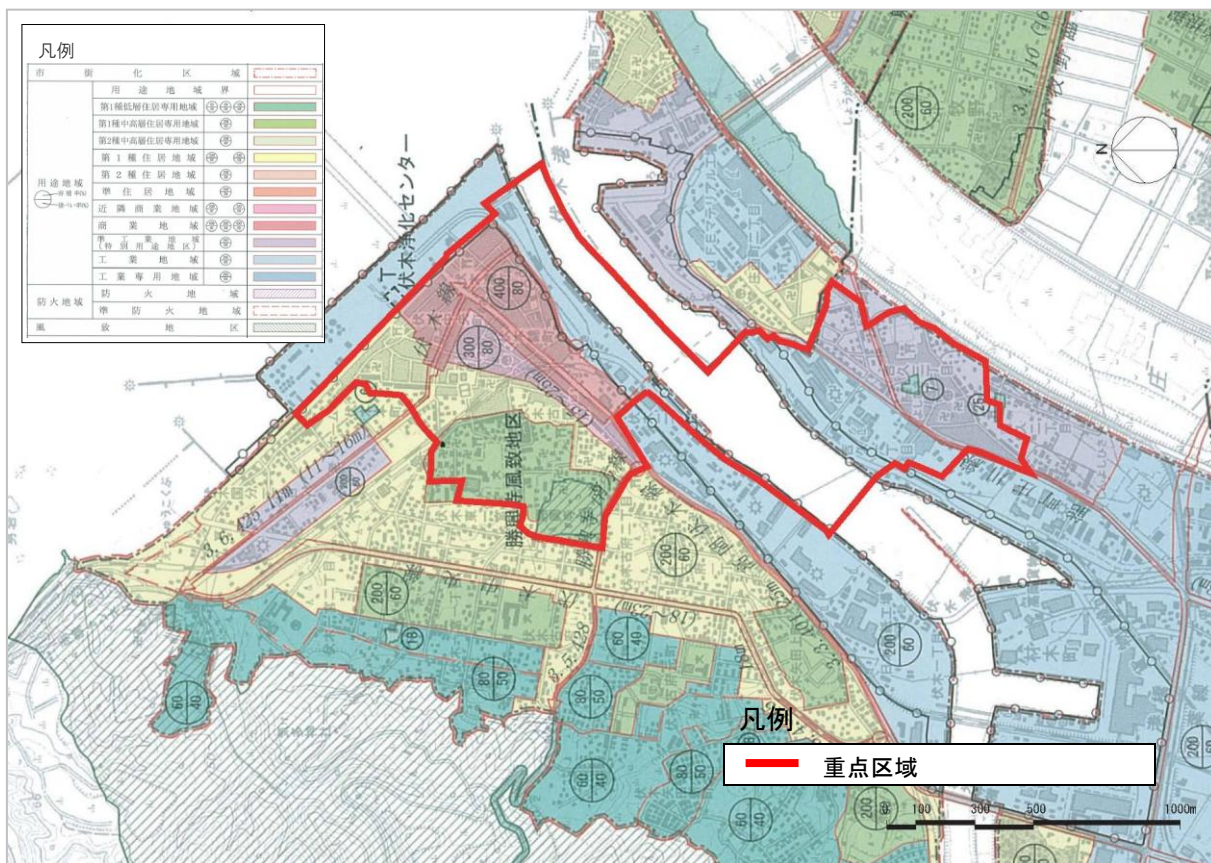
また、既存指定地区の拡大等、新たな風致地区の指定に関しても研究していく。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(中心部)の都市計画



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(旧北陸道)の都市計画



図：重点区域「伏木・吉久地区」の都市計画

(3) 屋外広告物に関する規制

①高岡市における屋外広告物規制の概要

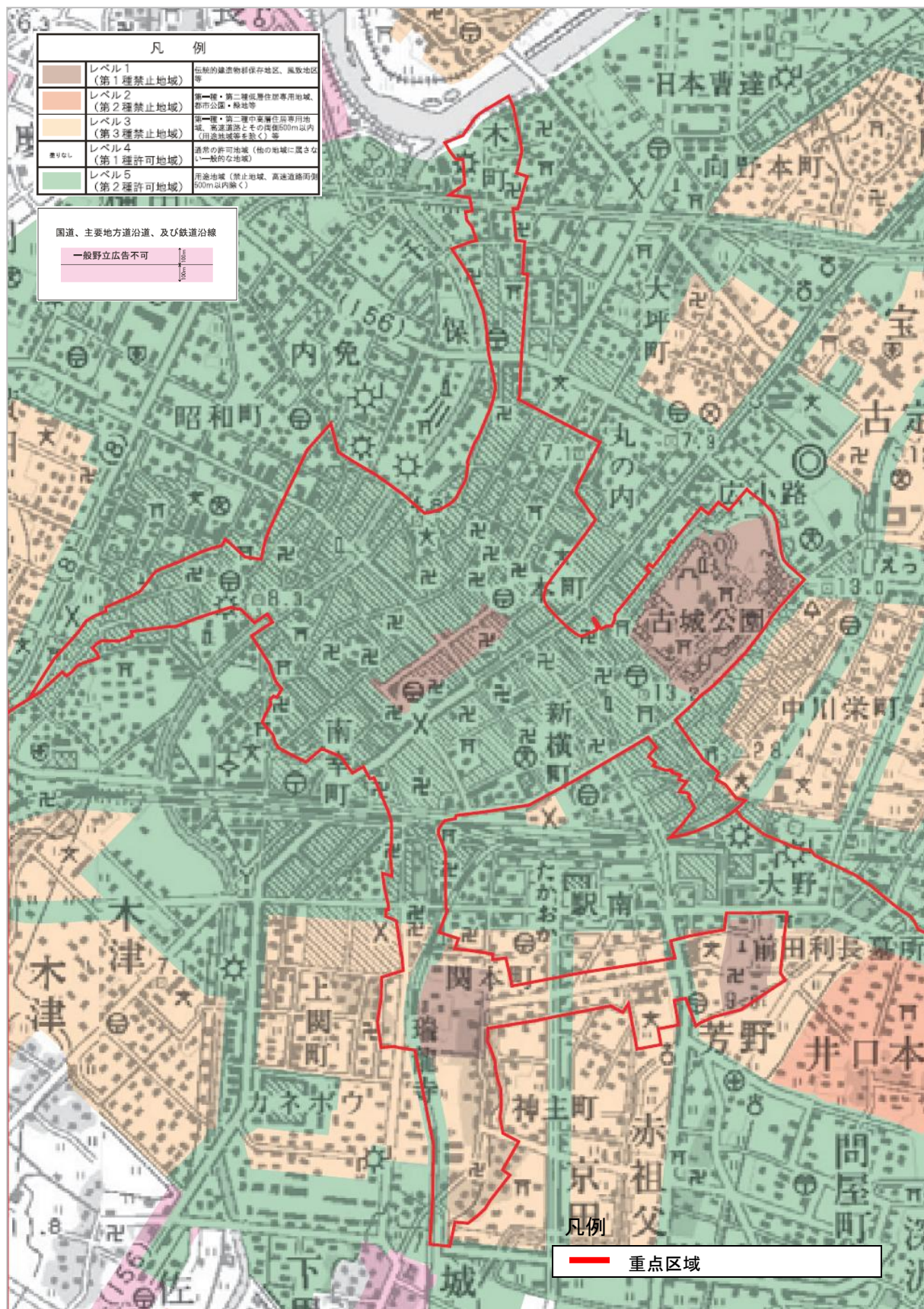
市全域において、昭和39年(1964)制定の「富山県屋外広告物条例」に基づき規制を行っている。平成11年(1999)には、「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき高岡市に許可事務等が移譲されている。

この間、許可基準等の大きな見直しは行われてなかったが、①違反広告物が乱立し、規制と現実との乖離があること、②許可基準の設定が古く、大規模な広告物やけばけばしい色彩の広告物を規制できていないこと等の問題点を改善するため、平成21年(2009)12月に大幅な条例改正が行われたところである。改正条例の主なポイントとして、①規制区分の5段階(禁止地域3段階、許可地域2段階)区分、②許可基準全般に渡る見直し(高さ基準の強化)、③総量規制の導入、④色彩規制(高彩度な地色制限)の導入などが挙げられる。

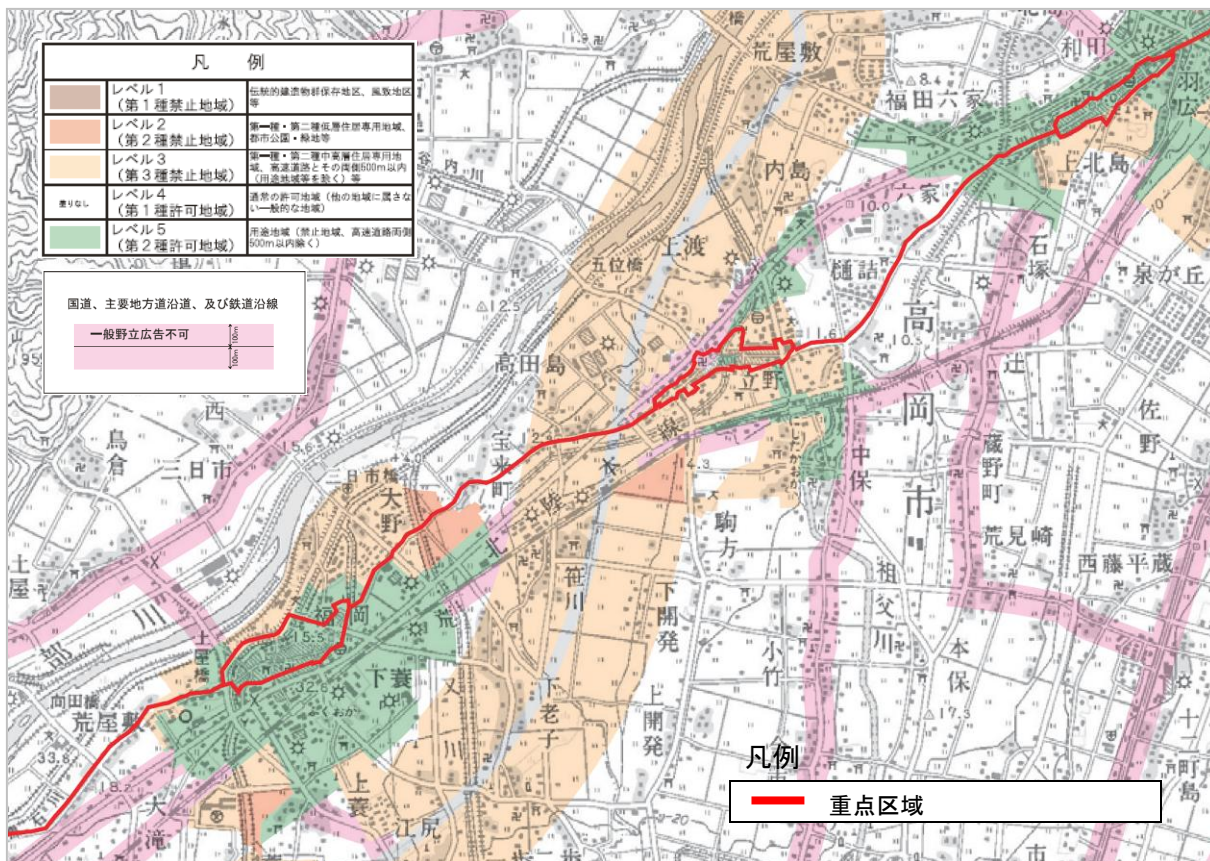
また、平成26年(2014)7月には、新幹線の車窓から眺望できる立山連峰等の景観を保全するため、新幹線沿線における規制レベルの強化が行われた。

②重点区域における屋外広告物規制の強化

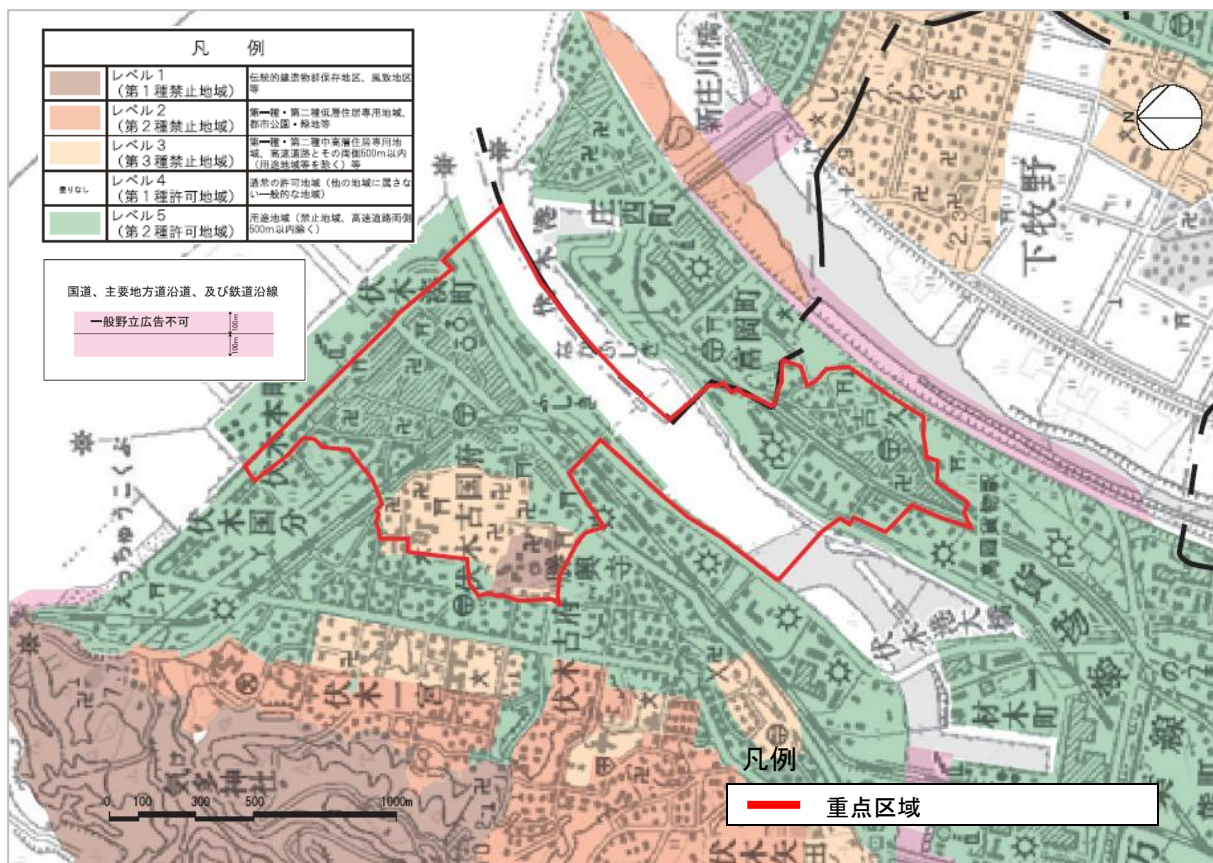
引き続き、富山県条例に基づく違反屋外広告物(主に野立広告)の是正指導等適正化の徹底を図るとともに、高岡市条例の制定について、その必要性や効果、諸計画との整合性を勘案しながら、違法屋外広告物の是正指導実績を基に検討する。



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(中心部)の屋外広告物規制地域図



図：重点区域「旧高岡町往来地区」(旧北陸道)の屋外広告物規制地域図



図：重点区域「伏木・吉久地区」の屋外広告物規制地域図